

## 大井町総合教育会議設置要綱（案）

### （設置）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、大井町の教育行政の推進を図るため、大井町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第 2 条 会議は、法第 1 条の 4 第 1 項の規定により、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する町長及び教育委員会の事務の調整を行うものとする。

- （1）大綱の策定に関すること。
- （2）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- （3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

### （組織）

第 3 条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

### （庶務）

第 4 条 会議の庶務は、町長部局総務安全課において処理する。

### （その他）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 28 日から施行する。

## 大井町総合教育会議運営要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき設置する大井町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### （会議）

第2条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考えるときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 町長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

### （意見聴取）

第3条 会議は、前条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### （会議の公開）

第4条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

### （議事録の作成及び公表）

第5条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。

2 前項の規定による公表は、前条ただし書きにより会議を非公開とした部分を除くものとする。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年10月28日から施行する。

## 大井町総合教育会議の傍聴に関する要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、大井町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### （傍聴席の定員）

第2条 議長は、会議を開催するに当たっては、会議の会場の広さに応じて傍聴席を設け、その定員を定めるものとする。

### （傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、年齢等を所定の受付簿に記入し、傍聴席に入らなければならない。

### （傍聴の制限）

第4条 傍聴席が満席となったとき、その他必要があると議長が認めたときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

### （傍聴の禁止）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の進行を妨げるおそれがあると議長が認める者

### （傍聴人の遵守事項）

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (2) みだりに席を離れないこと。
- (3) 会議の言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (4) 私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (5) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音はしないこと。
- (6) 会議の会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

### （傍聴人の退場）

第7条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、議長はこれを制し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 議長が前項の規定により退場を命じたとき、又は会議の一部を公開しないこととしたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

### （委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

この要領は、平成27年10月28日から施行する。